

全ての駐在所の連絡先を、世羅警察署の代表電話番号に統一します。

町民のみならずからのお問い合わせに遅滞なく対応するため、各駐在所の連絡先を、世羅警察署代表電話に統一します。これにより、駐在所勤務員がパトロールなどで不在の場合でも、世羅警察署においての対応が可能となります。

◎ 連絡先の統一日

令和 7 年 1 月 1 日

- ・統一日以降は、全ての駐在所の加入電話は廃止されます。
- ・統一日以降に、各駐在所へ電話された場合、約 3 ヶ月間は「世羅警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

◎ 統一後の各駐在所への接続方法

まず、世羅警察署の代表電話番号（0847）22-0110へおかけください。

（詳しくは、次のとおりです。）

○ 開庁時間(平日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

自動音声案内の番号 4 を選択し、接続を希望する駐在所の選択番号をさらに選んでください。（最初の選択番号 4 は、全警察署共通です。）

1

警察署へ電話し、自動音声案内が流れ始めたら、必要に応じて、「スピーカー」ボタンを押します。



2

音声案内を聞きながら、番号選択をするために、「キーパッド」ボタンを押します。



3

駐在所への接続は、まず、「4」を押してください。



4

自動音声案内が、交番・駐在所ごとに番号をアナウンスしますので、接続を希望する駐在所の番号を押してください。



○ 休日及び夜間等(上記時間帯以外)

音声案内後に、電話交換手(当直員)が対応します。（番号選択はありません。）

緊急を要する事件事故は 1 1 0 番通報をお願いします。

児童虐待から子供を救うために

11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です

- 児童虐待とは、保護者とその監護する18歳未満の児童に対し、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の行為を行うことをいいます。
 - ・ 身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わす、溺れさせる、戸外に閉め出すなどの行為
 - ・ 性的虐待
児童に性的行為を強要する、性行為を見せる、児童のわいせつな画像を撮影するなどの行為
 - ・ ネグレクト
家に残したまま長時間外出する、ひどく不潔にする、食事を与えない、車の中に放置したままにする、重い病気になっても病院に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなどの行為
 - ・ 心理的虐待
言葉による脅し、無視、他の兄弟姉妹との著しく差別した扱い、子供の前で配偶者や家族などに暴力を振るうなどの行為
- 町民の方へ
虐待から子供を守るためには、地域の皆さんの気づきが重要です。子供のひどい泣き声がある、大人の怒鳴り声が聞こえる、不自然な傷やあざがあるなど「虐待かも...」と思うようなことがあれば、迷わず110番通報

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

令和6年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約590人に上っています。警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。



世羅警察署 だより



世羅町イメージキャラクター せら坊



県警メールマガジン
二次元コード